

平成19年度愛知県環境審議会水質部会（第1回） 会議録

1 日時

平成19年11月26日（月）午後2時30分から午後4時まで

2 場所

愛知県自治センター 大会議室

3 出席者

（1）委員

藤江部会長、小野委員、木村委員、丹羽委員、谷村専門委員、服部専門委員、湯地専門委員、岩元特別委員（代理：東海農政局農村計画部資源課環境保全官）、金井特別委員（代理：中部地方整備局企画部環境調整官）、中田特別委員（代理：中部運輸局交通環境部環境課課長補佐）、佐藤特別委員、宮本特別委員（代理：第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課課長）（以上12名）

（2）事務局（愛知県環境部）

山本技監、（水地盤環境課）猿渡課長、瀬瀬主幹、坂井主幹、中根課長補佐、岩田主任主査、横井主査、後藤技師、宮澤主事（環境調査センター）片岩水圏部長

4 傍聴人等

なし

5 議事

- ・会議録への署名は丹羽委員、服部委員が行うこととなった。

（1）平成20年度公共用水域及び地下水の水質監視の考え方について

- ・資料1、2及び3について事務局から説明。

<質疑応答>

- [委員] 昨年度の当部会では生活環境項目のn-ヘキサン抽出物質について、見直しの方向性の記載があったが、資料1ではその記載が見られないのはなぜか。
- [事務局] 今後も現況レベルの調査地点、調査頻度で継続していく意義は高く、また、環境省においても現在今後の水質モニタリングのあり方について検討がされていることを踏まえ、今後モニタリング方法について環境省から具体的な提示があった後に、この内容を踏まえて見直ししたい。

[委 員] 資料2において濃度高めで検出されている調査項目の原因等は分かっているのか。

[事務局] 事業場の立地状況等の情報を基に検討したが、明確な理由は今のところ分かっていない。

[委 員] これらの項目は、元々要調査項目として位置づけられていた物質あるいは、産業構造の変化等から検出されやすい物質について検討した上で要監視項目になっていると考えてよいか。

[事務局] そのとおりである。

[委 員] 20年度の公共用水域の水質監視の考え方は19年度と大きくは変わっていないという理解でよいか。

[事務局] 昨年度の当部会で議論していただいた健康項目と特殊項目について「過去10年間検出されていない項目は、発生源の立地状況等を勘案し、調査頻度を減らすことができる。」と注釈を加えた以外は、19年度と変更はない。

[委 員] 地下水汚染について事業者からの報告により判明した事例についても測定計画に位置づけるとのことだが件数はどの程度か。

[事務局] 資料7にあるように毎年度10数件報告がある。県実施分のモニタリングの件数については概況調査の対応として現在実施している40地点に加え、事業者からの報告によるものが約70地点増加する予定である。

[委 員] これまでモニタリングを継続してきて、地下水汚染の濃度の変化についてどういった傾向があるのか等の知見が得られてはいないか。

[事務局] 地下水は地層や地形等に左右され一概には言えないが、浄化対策を実施している事例については、減少がみられる。

[委 員] 物質によってはモニタリングの値の変動が激しいものはあるのか。

[事務局] 特に把握はしていない。

[委 員] 資料7の事業者からの報告のあった事例をみると特定の業種が多いが、今後、県が特定業種に絞って調査していくことはしないのか。

[事務局] 行政が特定業種を集中的に調査していくことは難しい。今後も知見を深めていきたい。

[委 員] 事業者の汚染について直接の汚染原因については把握しているのか。

[事務局] 原因については対策の基となるものなので、事業者に調査させている。また、県の事務所による事業者への立入検査の際に、こういう施設の場合はどこをチェックするべきかといった知見、経験等により検査、指導を実施している。

[委 員] 資料7の中に地下水汚染はあるが土壌汚染がないものがあるが、これは調

査をしていないのか。それとも調査したが汚染がなかったものなのか。

[事務局] 土壌の欄が「なし」となっているものについては、調査をしたが汚染はなかったということである。

[委員] 今回新たに追加された人の健康の保護に関する要監視項目 5 項目について、人体にどれくらいの量で、どのような影響があるのか気になる。

[事務局] 土壌や地下水の基準値は健康リスクを基に決められている。毒性については水道水質基準ガイドライン等を用いて判断している。また、これらの基準値はある程度の安全率を乗じて決められおり、汚染があった場合は記者発表資料にそのリスクを記載している。環境基準は地下水の飲用等により、生涯にわたって摂取をしても、人の健康に被害が生じない程度のレベルで設定されており、要監視項目についても将来、環境基準になる可能性のある項目であることから、リスクを踏まえて指針値が設定されている。

[委員] 資料 2 で海域においてウランが指針を超過していることについて、問題はないのか。

[委員] 海水中のウランを集めて資源にしようというぐらい元々からウランのバックグラウンドは高い。なぜ海域において設定されているのか情報があつたらほしい。

[事務局] 環境省に確認する。実際に検出された値は 0.002~0.003 であり、大幅に指針値を超過したわけではない。

(2) 水環境行政の最近の動向について

- ・資料 4、5、6 及び 7 について事務局から説明。

<質疑応答>

[委員] 資料 7 の中の処分場周辺調査で判明した汚染については地層・地質由来と考えてよいか。

[事務局] 処分場の管理状態や周辺事業場を調査したが、不適正な取扱はなく、周辺の地層・地質に由来するものと推定している。

[委員] 資料 5 の水循環再生モデル事業の水田の冬期湛水について、滋賀県では農家への直接支払制度により環境保全型農業などの、地域特有の活動を面的に延ばしていく施策を行っているが、愛知県でもそのような広い視点を入れて事業を考えてほしい

[事務局] モデル事業における水田の冬期湛水については地域に根ざしたわかりやすい取り組みに主眼をおいて実施しており、環境の面から慎重に進めているところである。今後は水田の活用が環境保全の観点からどう効果があるか探っていきたい。

(3) その他

[事務局] 次回の水質部会は平成 20 年 1 月 18 日に開催予定であるので、御承知おき願いたい。